

平成 23 年 6 月 3 日  
カーディフ・アシュアランス・ヴィ  
(カーディフ生命保険会社)

**東日本大震災により被害を受けられた皆さまへ**

この度の地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。  
弊社では、この度の地震により被害を受けられた皆さまに対して、以下の通り、  
ご契約の特別なお取扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

契約者さまからのお申出により、保険料のお払込みについて猶予する期間を最長  
6ヶ月延長し、ご契約を失効させず有効なものとして取扱います。

(1) 保険料払込猶予期間の再延長について

契約者さまからのお申出により、保険料のお払込みについて猶予する期間を  
当初の猶予期間に加え、平成23年12月末まで延長いたします。

保険料が当初払込猶予期間内に払込まれない場合、払込猶予期間延長のお申出が  
ない場合でも自動的に延長いたします。

(2) 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱いについて

猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合は、平成 24 年 1 月から継続し  
て保険料をお払込みいただくことで、ご契約を継続することが可能となります。  
その場合、猶予期間分の保険料の払込期日を平成 24 年 10 月末まで延長して  
お取扱いさせていただきます。

2. 保険金・給付金等のお取扱いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをさせていた  
きます。

3. 災害死亡保険金等の全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を  
削減する場合や支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこれを適用せず、  
災害死亡保険金等を全額お支払いすることといたします。

なお、本件に関するお問い合わせは、次にお問い合わせいたします。

カーディフ生命保険会社 お客様相談室  
TEL : 0120-820-275 (フリーダイヤル)  
受付時間 : 9:00~18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)